

平成24年8月13日

各 位

高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合  
無限責任組合員 ACA株式会社  
代表者名 代表取締役社長 東 明浩

## 株式会社シダー株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社シダー（コード番号：2435 株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場スタンダード、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、無限責任組合員であるACA株式会社（以下「ACA」といいます。）及び有限責任組合員である株式会社損害保険ジャパン（以下「損保ジャパン」といい、ACAと併せて「本組合員」といいます。）が、本公開買付けを通じて対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び保有すること等を目的として平成24年7月27日に設立された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合です。

ACAは、平成17年4月に日興アントファクトリー株式会社（現：アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）の戦略投資部門を母体として設立され、介護業界など業界特化型ファンドの運営を事業としている投資会社であり、平成23年12月末現在、約500億円程度の投資残高があります。

損保ジャパングループは、完全親会社であるNKS Jホールディングス株式会社の下、損保ジャパン及び関係会社（子会社44社及び関連会社15社。平成24年3月末現在。）によって構成されており、損害保険事業、生命保険事業及びその他の事業を営んでおります。損保ジャパングループは「お客さま評価日本一の保険グループ」になることを最重要の戦略目標に掲げ、全社員・全代理店が「お客さまが何を望んでおられるのか」「お客さまに何ができるのか」を考え、保険の募集から保険金のお支払いまで、すべてのプロセスでお客さまに最高の満足と安心を提供することに取り組んでいます。なお、損保ジャパンは平成26年度上半期を目処に、日本興亜損害保険株式会社と合併する予定です。合併新会社となる「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」では、最もお客さまに評価される損害保険会社になることを最重要の経営戦略目標とし、持続的な成長を目指していきます。また、損害保険事業の社会的使命をふまえ、引き続き持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

今般、公開買付者は、株式会社大阪証券取引所が開設するJASDAQ市場スタンダード（以下「JASDAQ」といいます。）に株式を上場している対象者との間で、対象者の有するノウハウ・人材等と公開買付者（本組合員）が有するネットワーク・信用力等を持ち寄り対象者の持続的成長に取り組むことを目的として、平成24年8月13日付で資本・業務提携契約書（以下「本資本・業務提携契約」といい、同契約に基づく提携関係を「本資本・業務提携」といいます。本資本・業務提携契約の内容につきましては、下記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本資本・業務提携契約」をご参照ください。）を締結しました。そして、公開買付者は、本資本・業務提携の一

環として対象者の議決権の34%を取得することを目的として、対象者株式の1,950,900株（対象者が平成24年8月13日に提出した第32期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数（5,738,000株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）：34.00%）を買付予定数の上限とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けに際し、対象者の主要株主である株式会社ビジネストラスト（所有株式数：944,500株、所有割合：16.46%）並びに対象者の創業者である蒲池真澄氏（所有株式数：220,000株、所有割合：3.83%）及び蒲池真澄氏の親族である蒲池昭子氏（所有株式数：100,000株、所有割合：1.74%）、対象者の創業時から創業者の有力支援者である鶴崎直邦氏（所有株式数：210,700株、所有割合：3.67%）及び藤井茂氏（所有株式数：100,000株、所有割合：1.74%）（以下、株式会社ビジネストラスト、蒲池真澄氏、蒲池昭子氏、鶴崎直邦氏及び藤井茂氏を総称して「対象者大株主」といいます。）との間で、平成24年8月13日付で応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、それぞれが所有する対象者株式の全て（合計1,575,200株、所有割合：27.45%、以下「本応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

また、公開買付者は、対象者の代表取締役社長である山崎嘉忠氏（所有株式数：1,457,722株、所有割合：25.40%、以下「山崎氏」といいます。）との間で、平成24年8月13日付で株主間契約書（以下「本株主間契約」といいます。本株主間契約の内容につきましては、下記「(4)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③本株主間契約」をご参照ください。）を締結しており、山崎氏と公開買付者のいずれかが対象者の株式につき処分又は追加的取得を望むときは、両者で事前に協議すること等を合意しております。なお、山崎氏は、本公開買付け後も引き続き、対象者の代表取締役として経営に関与する予定です。

なお、本公開買付けにおいては、本応募対象株式である1,575,200株（所有割合：27.45%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,575,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、本公開買付けにおいて、主として本応募対象株式を取得し、対象者の議決権の34%を保持することを目的としていることから、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限1,950,900株（所有割合：34.00%）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

対象者の平成24年8月13日付「A C A株式会社を無限責任組員、株式会社損害保険ジャパンを有限責任組員とする高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び資本・業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本・業務提携契約を締結し、公開買付者との間で強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、平成24年8月13日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役4名中、出席取締役3名（うち社外取締役1名））の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）に関しては、最終的には公開買付者と対象者大株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、対象者としても、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者株主の皆さまとしては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆さまのご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち山崎氏は、公開買付者と本株主間契約を締結していることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点から、

本公開買付けに関する意見表明のための対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

また、上記取締役会には社外監査役2名を含む対象者監査役の3名全員が出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆さまのご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、子会社1社を含む対象者グループとして、九州・山口地区及び関東地区を中心に、介護保険法の適用を受けるサービスの提供を主たる事業として、①利用者の送迎・入浴等デイサービスの提供を行う「デイサービス事業」、②有料老人ホーム・グループホーム・小規模多機能型居在宅介護及び老人マンション等の施設サービスの提供を行う「施設サービス事業」及び③訪問看護・訪問リハビリ・訪問ヘルパー・ケアプラン作成等在宅サービスの提供を行う「在宅サービス事業」を展開しております。

対象者が属する介護サービス業界においては、平成24年4月に介護報酬の改定が実施され、平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス等への対応や、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化などが求められております。

このような状況のもと対象者グループは、デイサービス事業においては、デイサービスセンターの新規開設や、既存施設の施設稼働率を向上させるためリニューアルをすすめ、新規利用者の獲得とサービスの向上に努め、施設サービス事業では、有料老人ホームを新規開設し、積極的な営業活動を展開するとともに、既存施設においては入居率の向上に注力してまいりました。また、在宅サービス事業においては、利益率の改善のため人員配置や業務手順の見直し、リハビリセンターの統合等、効率的な運営に注力してまいりました。

ACAは、業界初の介護特化型ファンドであるアント・ケアビジネス1号を平成18年3月に立ち上げ、介護事業運営会社への投資及び経営参画・事業支援を実施してまいりました。さらに、同2号を運営し、介護事業、医療周辺事業への投資を実施してまいりました。ACAはこれらのファンドを通じて、ヘルスケア業界での知見獲得とネットワークを構築し、平成18年頃より、対象者の経営陣とも意見交換・情報交換を不定期に行っておりました。

損保ジャングループでは、社会・経済制度の変化に伴うリスクの多様化から生まれるお客さまのさまざまなニーズにお応えしていくために、損害保険事業、生命保険事業に加えて、お客さまの中長期的な資産形成の支援や、さまざまなリスクの予防、軽減、管理などのサービスといった分野についても、高水準の商品・サービスを提供できる体制を構築しています。ヘルスケア事業においては、株式会社全国訪問健康指導協会と株式会社損保ジャパン・ヘルスケアサービスが、心と身体の両面から健康増進・疾病予防サービスを提供しています。損保ジャパンでは、ヘルスケア事業の事業化第一弾として平成17年にオムロンヘルスケア株式会社と合弁で、生活習慣病予防サービスを提供する株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパンを設立しました。平成21年1月には、保健指導サービス事業の最大手である株式会社全国訪問健康指導協会の全株式を損保ジャパンが取得し、同年4月1日付で株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパンとの合併を実施しました。当該合併により、国内全域で高品質なサービスを提供できる、わが国最大規模となる全国約1,000名の保健指導カウンセラーネットワークを確立しました。平成19年4月に設立した株式会社損保ジャパン・ヘルスケアサービスは、企業の重要な経営課題であるメンタルヘルス対策を総合的に支援し、従業員支援プログラム（EAP: Employee Assistance Program）の提供と企業の経営陣、人事労務部門及び産業医を中心とする産業保健スタッフが抱える課題の解決に向けた「総合的なソリューション」を提供しています。

また、損保ジャパンは、超高齢社会のニーズに応えるため、ヘルスケア事業に加え介護サービス事業への進出を検討してまいりましたが、今般、ACAが投資業界で初めて介護特化型ファンドを立ち上げるなど、業界での知見やネットワーク等を有していることを評価し、お互いに協調して事業展開を進めることとなりました。

ACAと損保ジャパンは、介護サービス事業参入の検討の中で、病院グループのリハビリ部門からスタートした対象者が高いリハビリ技術を持ち、有料老人ホームに加えデイサービス、訪問看護を併せた複合サービスを全国各地域で提供していることから、ACAの経営管理手法及び損保ジャパンの地域ネットワークを活かせる事業パートナーとして最適であると考えました。併せて、真のサービス産業に進化していく会社として、お客さまとその家族の生涯にわたる「安心・安全・健康」に関するヘルスケア分野のサービスをより広範囲に提供することが可能になると考えました。

かかる状況下、ACAと損保ジャパンは協調しながら、平成23年6月頃より、対象者の持続的な企業成長・企業価値向上を目的に、様々な可能性について対象会社経営陣と意見交換を開始しました。そして、平成23年11月頃、ACAがこれまで投資してきた複数の投資案件の成長実績、将来的な事業提携の可能性等、積極的な事業戦略の遂行支援や損保ジャパンによる経営人材の補強、営業網との連携推進等による経営支援策を説明し、対象者（の経営陣）に対して本資本・業務提携契約に係る初期的な提案を行いました。

対象者は今後の事業拡大・企業価値向上のためには、積極的な先行投資及び経営体制の強化が必要と考えており、経済状況・政府の政策等にも大きく左右される対象者を取り巻く市場環境に対応しようと様々な可能性について検討を重ねておりました。しかし、積極的かつ大規模な先行投資は、短期的には、拠点新設に伴う人件費や固定資産への投資による償却費等、コストの大幅な増加が必然的に伴うこと、また、既事業者の事業拡大及び新規参入事業者の増加が予想され、競争の激化により、業績に影響を与える可能性も否定できません。一方、対象者はACAに対して、ヘルスケア業界への投資実績や投資実行後の支援ノウハウを有しているとの認識を持っていました。加えて、損保ジャパンが日本有数の損害保険会社であり、長年にわたり培われた信用・信頼感を高く評価しておりました。そこで、対象者（の経営陣）は、公開買付者から受けた提案内容を様々な角度から慎重に時間をかけて検討し、方向性の確認を行いました。その後、対象者、対象者大株主及び公開買付者は、本公開買付けの実施の是非及び条件等について具体的に、それぞれ協議・交渉を重ね、平成24年8月13日に本公開買付けの実施を決定いたしました。

本公開買付け成立後、公開買付者は、対象者との間で締結した本資本・業務提携契約に基づき、対象者との関係強化に取り組みます。すなわち、公開買付者は、同契約締結後最初に開催される対象者の株主総会において承認決議がなされることを前提に公開買付者の議決権割合に応じた取締役を派遣すること、及び当該取締役の派遣に先立って、対象者の経営会議について、対象者と協議の上対象者の取締役会に提出される議案を事前に協議する等の役割を持つ機関とする見直しを行い、その構成員1名を派遣すること等により、対象者役職員と共に対象者の企業価値の向上を図る体制を構築する予定です。なお、公開買付者から派遣する取締役及び経営会議構成員の候補者は現時点では未定であり、本公開買付け成立後に公開買付者と対象者が協議して決定する予定ですが、山崎氏は、本公開買付け後も引き続き、対象者の代表取締役として経営に関与する予定です。また、対象者は、損保ジャパンの関連会社となる予定です。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

①公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から平成24年8月10日に株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得して、その参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法、類似企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。

市場株価基準法では、基準日を平成24年8月10日として、基準日終値（402円）、直近1ヶ月の終値の取引高加重平均（408円）、直近3ヶ月の終値の取引高加重平均（401円）、直近6ヶ月の終

値の取引高加重平均（410円）を採用し、1株当たり株式価値の範囲を401円から410円までと分析しています。

類似企業比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を583円から683円までと分析しています。

DCF法では、対象者の財務見通し、みずほ証券が提出を受けた対象者に関する情報、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を565円から667円までと分析しています。

公開買付者は、本公開買付価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討し、対象者大株主との協議・交渉を経て、平成24年8月13日に本公開買付価格を1株当たり610円と決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成24年8月10日のJASDAQにおける対象者株式の終値402円に対して51.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値408円（小数点以下を四捨五入）に対して49.51%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値396円（小数点以下を四捨五入）に対して54.04%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値405円（小数点以下を四捨五入）に対して50.62%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

#### ②対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本・業務提携契約を締結し、公開買付者との間で強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、平成24年8月13日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役4名中、出席取締役3名（うち社外取締役1名））の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、最終的には公開買付者と対象者大株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、対象者としても、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者株主の皆さまとしては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆さまのご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち山崎氏は、公開買付者と本株主間契約を締結していることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する意見表明のための対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

また、上記取締役会には社外監査役2名を含む対象者監査役の3名全員が出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆さまのご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べたとのことです。

#### (4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

##### ①本資本・業務提携契約

公開買付者は、対象者との間で、本公開買付けに関連して、平成24年8月13日付で「資本・業務提携契約書」を締結しました。本資本・業務提携契約は、対象者の有するノウハウ・人材等および公開買付者（本組合員）が有するネットワーク・信用力等を持ち寄り対象者の持続的成長に取り組むことを目的としています。同契約のもとで、公開買付者は、対象者の議決権の34%を保持し、また、(i) 同契約締結後最初に開催される対象者の株主総会において承認決議がなされることを前提に公開買付者の議決権割合に応じた取締役を派遣すること、及び(ii) 当該取締役の派遣に先立

って、対象者の経営会議について、対象者と協議の上対象者の取締役会に提出される議案を事前に協議する等の役割を持つ機関とする見直しを行い、その構成員1名を派遣すること等により、対象者役職員と共に対象者の企業価値の向上を図る体制を構築する予定です。このほか、対象者が合併、会社分割、株式交換及び株式移転、既存の介護事業からの撤退、保険業法上、保険会社の関連法人等が行うことができない事業、その他の重要事項を行うときには、公開買付者の事前同意を要することが規定されています。

②本公開買付応募契約

公開買付者は対象者大株主との間で、平成24年8月13日付で「応募契約」を締結し、それぞれが所有する対象者株式の全て（合計1,575,200株、所有割合：27.45%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

③本株主間契約

公開買付者は山崎氏と、本公開買付けに関連して、平成24年8月13日付で「株主間契約書」を締結し、公開買付者が合理的理由なく山崎氏の取締役解任を請求せず、山崎氏が公開買付者の同意なく対象者の代表取締役を辞任しないこと、山崎氏と公開買付者のいずれかが対象者の株式につき処分又は追加的取得を望むときは、両者で事前に協議すること、山崎氏が対象者の役員又は従業員である間及び自己の責に帰すべき事由で対象者の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から3年間、対象者と直接的又は間接的に競業しないことを合意しました。なお、公開買付者は、山崎氏との間で、共同して対象者株式を取得し、若しくは譲渡し、若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は対象者株式の買付け等の後に相互に対象者株式を譲渡し、若しくは譲り受けることについての合意はしておりません。

(5) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、本資本・業務提携の一環として、本公開買付けを実施し対象者の議決権の34%を取得することを目的としており、本公開買付けによりその目的を達した場合には、現時点で、本公開買付け終了後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。なお、本公開買付けが成立したものの、対象者の議決権の34%を取得するという目的が達成できなかった場合でも、現時点で、本公開買付け終了後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込みの有無について

本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は1,950,900株（所有割合：34.00%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、対象者株式は本公開買付け終了後もJASDAQの上場は維持される予定です。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社シダー	
② 所 在 地	福岡県北九州市小倉北区大島一丁目7番19号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山崎 嘉忠	
④ 事業内容	デイサービス事業、施設サービス事業及び在宅サービス事業	
⑤ 資本金	432,280千円（平成24年3月31日現在）	
⑥ 設立年月日	昭和56年4月25日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成24年3月31日現在)	山崎 嘉忠	25.40%
	株式会社ビジネストラスト	16.46%
	有限会社タチバナ	10.45%
	座小田 孝安	4.98%
	シダー取引先持株会	4.64%
	蒲池 真澄	3.83%
	鶴崎 直邦	3.67%
	シダー従業員持株会	2.31%
	蒲池 昭子	1.74%
	藤井 茂	1.74%
⑧ 上場会社と対象者の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

### (2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

### (3) 買付け等の期間

#### ①届出当初の買付け等の期間

平成24年8月14日（火曜日）から平成24年9月13日（木曜日）まで（23営業日）

#### ②対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年9月25日（火曜日）までとなります。

### (4) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金610円

### (5) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ①算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者機関であるみずほ証券から平成24年8月10日に本株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。

市場株価基準法では、基準日を平成24年8月10日として、基準日終値（402円）、直近1ヶ月の終値の取引高加重平均（408円）、直近3ヶ月の終値の取引高加重平均（401円）、直近6ヶ月の終値の取引高加重平均（410円）を採用し、1株当たり株式価値の範囲を401円から410円までと分析しています。

類似企業比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を583円から683円までと分析しています。

DCF法では、対象者の財務見通し、みずほ証券が提出を受けた対象者に関する情報、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を565円から667円までと分析しています。

公開買付者は、本公開買付価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘査し検討し、対象者大株主との協議・交渉を経て、平成24年8月13日に本公開買付価格を1株当たり610円と決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成24年8月10日のJASDAQにおける対象者株式の終値402円に対して51.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値408円（小数点以下を四捨五入）に対して49.51%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値396円（小数点以下を四捨五入）に対して54.04%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値405円（小数点以下を四捨五入）に対して50.62%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

## ②算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

ACAは、業界初の介護特化型ファンドであるアント・ケアビジネス1号を平成18年3月に立ち上げ、介護事業運営会社への投資及び経営参画・事業支援を実施してまいりました。さらに、同2号を運営し、介護事業、医療周辺事業への投資を実施してまいりました。ACAはこれらのファンドを通じて、ヘルスケア業界での知見獲得とネットワークを構築し、平成18年頃より、対象者の経営陣とも意見交換・情報交換を不定期に行っておりました。

損保ジャングループでは、社会・経済制度の変化に伴うリスクの多様化から生まれるお客さまのさまざまなニーズにお応えしていくために、損害保険事業、生命保険事業に加えて、お客さまの中長期的な資産形成の支援や、さまざまなリスクの予防、軽減、管理などのサービスといった分野についても、高水準の商品・サービスを提供できる体制を構築しています。ヘルスケア事業においては、株式会社全国訪問健康指導協会と株式会社損保ジャパン・ヘルスケアサービスが、心と身体の両面から健康増進・疾病予防サービスを提供しています。損保ジャパンでは、ヘルスケア事業の事業化第一弾として平成17年にオムロンヘルスケア株式会社と合弁で、生活習慣病予防サービスを提供する株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパンを設立しました。平成21年1月には、保健指導サービス事業の最大手である株式会社全国訪問健康指導協会の全株式を損保ジャパンが取得し、同年4月1日付で株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパンとの合併を実施しました。当該合併により、国内全域で高品質なサービスを提供できる、わが国最大規模となる全国約1,000名の保健指導カウンセラーネットワークを確立しました。平成19年4月に設立した株式会社損保ジャパン・ヘルスケアサービスは、企業の重要な経営課題であるメンタルヘルス対策を総合的に支援し、従業員支援プログラム（EAP: Employee Assistance Program）の提供と企業の経営陣、人事労務部門及び産業医を中心とする産業保健スタッフが抱える課題の解決に向けた「総合的なソリューション」を提供しています。

また、損保ジャパンは、超高齢社会のニーズに応えるため、ヘルスケア事業に加え介護サービス事業への進出を検討してまいりましたが、今般、ACAが投資業界で初めて介護特化型ファンドを立ち上げるなど、業界での知見やネットワーク等を有していることを評価し、お互いに協調して事業展開を進めることとなりました。

ACAと損保ジャパンは、介護サービス事業参入の検討の中で、病院グループのリハビリ部門からスタートした対象者が高いリハビリ技術を持ち、有料老人ホームに加えデイサービス、訪問看護



を併せた複合サービスを全国各地域で提供していることから、ACAの経営管理手法及び損保ジャパンの地域ネットワークを活かせる事業パートナーとして最適であると考えました。併せて、真のサービス産業に進化していく会社として、お客さまとその家族の生涯にわたる「安心・安全・健康」に関するヘルスケア分野のサービスをより広範囲に提供することが可能になると考えました。

かかる状況下、ACAと損保ジャパンは協調しながら、平成23年6月頃より、対象者の持続的な企業成長・企業価値向上を目的に、様々な可能性について対象会社経営陣と意見交換を開始しました。そして、平成23年11月頃、ACAがこれまで投資してきた複数の投資案件の成長実績、将来的な事業提携の可能性等、積極的な事業戦略の遂行支援や損保ジャパンによる経営人材の補強、営業網との連携推進等による経営支援策を説明し、対象者（の経営陣）に対して本資本・業務提携契約に係る初期的な提案を行いました。

対象者は今後の事業拡大・企業価値向上のためには、積極的な先行投資及び経営体制の強化が必要と考えており、経済状況・政府の政策等にも大きく左右される対象者を取り巻く市場環境に対応しようと様々な可能性について検討を重ねておりました。しかし、積極的かつ大規模な先行投資は、短期的には、拠点新設に伴う人件費や固定資産への投資による償却費等、コストの大幅な増加が必然的に伴うこと、また、既事業者の事業拡大及び新規参入事業者の増加が予想され、競争の激化により、業績に影響を与える可能性も否定できません。一方、対象者はACAに対して、ヘルスケア業界への投資実績や投資実行後の支援ノウハウを有しているとの認識を持っていました。加えて、損保ジャパンが日本有数の損害保険会社であり、長年にわたり培われた信用・信頼感を高く評価しておりました。そこで、対象者（の経営陣）は、公開買付者から受けた提案内容を様々な角度から慎重に時間をかけて検討し、方向性の確認を行いました。その後、対象者、対象者大株主及び公開買付者は、本公開買付けの実施の是非及び条件等について具体的に、それぞれ協議・交渉を重ね、平成24年8月13日に本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者とは独立した第三者機関であるみずほ証券から平成24年8月10日に本株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、公開買付者は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(当該意見の概要)

みずほ証券は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。

市場株価基準法では、基準日を平成24年8月10日として、基準日終値（402円）、直近1ヶ月の終値の取引高加重平均（408円）、直近3ヶ月の終値の取引高加重平均（401円）、直近6ヶ月の終値の取引高加重平均（410円）を採用し、1株当たり株式価値の範囲を401円から410円までと分析しています。

類似企業比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が類似する企業を複数選定し、市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を583円から683円までと分析しています。

DCF法では、対象者の財務見通し、みずほ証券が提出を受けた対象者に関する情報、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、1株当たり株式価値の範囲を565円から667円までと分析しています。

(当該意見を踏まえて買付け価格を決定するに至った経緯)

公開買付者は、本公開買付け価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し

検討し、対象者大株主との協議・交渉を経て、平成24年8月13日に本公開買付価格を1株当たり610円と決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成24年8月10日のJASDAQにおける対象者株式の終値402円に対して51.74%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値408円（小数点以下を四捨五入）に対して49.51%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値396円（小数点以下を四捨五入）に対して54.04%（小数点以下第三位を四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値405円（小数点以下を四捨五入）に対して50.62%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

### ③算定機関との関係

公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

### (6) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,950,900(株)	1,575,200(株)	1,950,900(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,575,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,950,900株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

### (7) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	19,509個	(買付け等後における株券等所有割合 34.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	57,375個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（1,950,900株）に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年8月13日に提出した第32期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の単元未満株式数（500株）に係る議決権の数（5個）を加算し、「対象者の総株主等の議決権の数」を57,380個として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(8) 買付代金

1,190百万円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,950,900株)に、1株当たりの買付価格(610円)を乗じた金額です。

(9) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

②決済の開始日

平成24年9月20日(木曜日)

(注)法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成24年10月1日(月曜日)となります。

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受けをした公開買付代理人の応募株主等の口座へお支払いします。

④株券等の返還方法

下記「(10)その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(10)その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,575,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(1,950,900株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方法により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合
- b. 対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i) 公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii) 同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は(iii) 公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「(9)決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公

告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(11) 公開買付開始公告日

平成24年8月14日(火曜日)

(12) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

###### ①対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、本資本・業務提携契約（下記「②本資本・業務提携契約」をご参照ください。）を締結し、公開買付者との間で強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると判断し、平成24年8月13日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役4名中、出席取締役3名（うち社外取締役1名））の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付け価格に関しては、最終的には公開買付者と対象者大株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、対象者としても、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者株主の皆さまとしては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆さまのご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者の取締役のうち山崎氏は、公開買付者と本株主間契約（下記「③本株主間契約」をご参照ください。）を締結していることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する意見表明のための対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

また、上記取締役会には社外監査役2名を含む対象者監査役の3名全員が出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆さまのご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べたとのことです。

###### ②本資本・業務提携契約

公開買付者は、対象者との間で、本公開買付けに関連して、平成24年8月13日付で「資本・業務提携契約書」を締結しました。本資本・業務提携契約は、対象者の有するノウハウ・人材等および公開買付者（本組合員）が有するネットワーク・信用力等を持ち寄り対象者の持続的成長に取り組むことを目的としています。同契約のもとで、公開買付者は、対象者の議決権の34%を保持し、また、（i）同契約締結後最初に開催される対象者の株主総会において承認決議がなされることを前提に公開買付者の議決権割合に応じた取締役を派遣すること、及び（ii）当該取締役の派遣に先立って、対象者の経営会議について、対象者と協議の上対象者の取締役会に提出される議案を事前に協議する等の役割を持つ機関とする見直しを行い、その構成員1名を派遣すること等により、対象者役員と共に対象者の企業価値の向上を図る体制を構築する予定です。このほか、対象者が合併、会社分割、株式交換及び株式移転、既存の介護事業からの撤退、保険業法上、保険会社の関連法人等を行うことができない事業、その他の重要事項を行うときには、公開買付者の事前同意を要することが規定されています。

###### ③本株主間契約

公開買付者は山崎氏と、本公開買付けに関連して、平成24年8月13日付で「株主間契約書」を締結し、公開買付者が合理的理由なく山崎氏の取締役解任を請求せず、山崎氏が公開買付者の同意なく対象者の代表取締役を辞任しないこと、山崎氏と公開買付者のいずれかが対象者の株式につき処分又は追加的取得を望むときは、両者で事前に協議すること、山崎氏が対象者の役員又は従業員である間及び自己の責に帰すべき事由で対象者の役員又は従業員のいずれでもなくなった日から3年間、対象者と直接的又は間接的に競業しないことを合意しました。なお、公開買付者は、山崎氏との間で、共同して対象者株式を取得し、若しくは譲渡し、若しくは対象者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は対象者株式の買付け等の後に相互に対象者株式を譲渡し、若しくは譲り受けることについての合意はしておりません。

##### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成24年8月13日にJASDAQにおいて平成25年3月期第1四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、当該第1四半期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。なお、

当該内容につきましては、監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

①損益の状況

決算年月	平成25年3月期 (第32期第1四半期)
売上高	2,510,476千円
営業利益	15,891千円
経常利益	△29,537千円
四半期純利益	△23,808千円

②1株当たりの状況

決算年月	平成25年3月期 (第32期第1四半期)
1株当たり四半期純利益	△4.15円
1株当たり配当額	—円

以 上

**【インサイダー規制】**

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、株式会社シダー株式の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。